

「中央新幹線（東京都・名古屋市間）  
環境影響評価方法書【静岡県】」に関する意見について

平成24年2月

静岡県

## 目 次

### はじめに

I 全般的事項	P 1
1 【事業計画段階で配慮すべき事項】	
2 【環境影響調査のための調査の協議・調整】	
3 【環境要素と影響要因を適切に踏まえた環境影響評価の実施】	
(1) 適切な環境要素の把握	P 2
(2) 適切な影響要因の設定	
4 【事後調査につながる調査の実施】	
5 【適切で分かりやすい予測・評価とその根拠資料の準備書への記載】	
6 【具体化の検討経緯の準備書への記載】	
II 個別事項	P 3
1 【大気質】	
(影響要因)	
(影響の対象)	
(評価項目)	
(調査・予測の手法)	
2 【騒音・微気圧波】	
3 【水質】	P 4
4 【地下水】	
5 【水資源】	
6 【地盤】	
7 【土壤】	
8 【磁界】	
9 【動物・植物】	P 5
(影響要因) ①～⑦	
(影響の対象) ①～④	
(調査範囲)	
(調査時期) ①～②	P 6
(調査・予測等の手法) ①～⑤	
10 【生態系】	
11 【景観】	P 7
(工事中の景観)	
(視対象・視点場の区分)	
12 【人と自然との触れ合いの活動の場】	
13 【建設発生土（残土処理場）】	
14 【温室効果ガス】	P 8

# 「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書【静岡県】」に関する意見について

## はじめに

「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書【静岡県】」（以下「方法書」という。）（P29注1.等）で示された対象事業実施区域及びその周囲（以下「対象事業実施区域等」という。）は、南アルプス国立公園又はその拡張候補地であり、天然記念物や「まもりたい静岡県の野生生物 動物編 2004」（以下「県レッドデータブック（動物編）」という。）又は「まもりたい静岡県の野生生物 植物編 2004」（以下「県レッドデータブック（植物編）」という。）において絶滅危惧種とされる多くの希少動植物の生息生育が確認され、静岡市等においては「世界自然遺産」や「ユネスコ・エコパーク」への登録を目指しているほどの世界に誇る豊かな自然環境等を有しております、守っていかなければならない地域である。

また、対象事業実施区域等は、居住者のほとんどいない地域であり、様々な自然環境等の現状は、十分には把握されていない点が多い。

一方、方法書において示されたものは、本県地下をトンネルで通過予定の南北約3km東西約10kmの範囲のみであり、地上部での設置が計画されている斜坑出入口や工事施工ヤードの位置などの具体的な事項は示されず、また、大量に発生が見込まれるトンネル掘削土についての処理方法の記載がないなど、当該地域の自然環境等の保全が適切に行われるのか、懸念されるところである。

については、環境基準等の公的基準を満たすことは当然として、現況の自然環境等を維持し悪化させないことが重要であり、事業者は、対象事業実施区域等における自然環境等の保全がより適切になされるよう、環境影響評価制度の趣旨を踏まえた積極的な取組が必要であり、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載する必要がある。

## | 全般的事項

### 1 【事業計画段階で配慮すべき事項】

対象事業実施区域等には、県レッドデータブック（動物編）の絶滅危惧IA類である動物や、県レッドデータブック（植物編）において絶滅危惧IA類かつ県希少野生動植物保護条例の指定希少野生動植物の指定候補種である植物が生育し、禁漁区を設ける等の保護対策が講じられている絶滅危惧IB類のヤマトイワナが大井川源流部に生息し、絶滅危惧IB類のツルケマン等の植物が生育しているなど、多くの希少動植物が生息生育している。

このため、希少動植物の生息生育環境の保全を図るため、県レッドデータブックの保護方針に沿って事業計画段階から配慮し、特に、絶滅危惧IA類の種の環

境への影響は、回避を原則とすること。

また、絶滅危惧 I B 類の種の環境への影響については、県レッドデータブックでは「回避又は低減を原則」としているが、南アルプスの地域特性を踏まえ、斜坑出入口及び工事施工ヤード等の位置や規模を決定するに当たっては、最大限回避すること。その際、ヤマトイワナなどの希少種に関する最新の知見を専門家から得て、適切な保全に努めること。

## 2 【環境影響評価のための調査の協議・調整】

方法書では、環境影響評価のための調査（以下「調査」という。）の具体的な位置や範囲などが示されず、静岡県環境影響評価審査会における審議においても事業者から具体的な事項は、ほとんど示されなかった。このため、当該地域の自然環境等の保全が適切に行われるのか、非常に懸念される。

また、トンネル工事、地上部の斜坑出入口及び工事施工ヤードなど方法書(P189等)に明記されているもののほか、設置又は稼働等が想定される残土処理場、工事関係者の飲食・宿泊施設、既設道路の改良・舗装工事及びコンクリートプラント等（以下「関連事業」という。）の事業特性も大きな影響要因となりうる。

このため、事業者は、準備書手続前の環境影響評価を行うための具体的な調査位置及び範囲等を早期に決定し、その調査手法等について県と協議・調整を行うこと。

## 3 【環境要素と影響要因を適切に踏まえた環境影響評価の実施】

環境要素及び影響要因を適切に捉え、必要に応じて環境影響評価項目（以下「評価項目」という。）を追加選定するなどして環境影響評価を行うこと。

また、各関連事業については規模等を勘案の上、影響要因又は評価項目の一つにそれぞれ追加するとともに、関連事業の実施が見込まれる範囲及び周囲も対象事業実施区域等とすること。その上で、大気質、水質又は対象生物群などの各環境要素ごとに、適切かつ綿密な環境影響評価及び環境保全措置の検討を行い、準備書に記載すること。

なお、仮に、各関連事業を行う予定はあるものの、準備書に具体的な位置や規模等を示すことが困難な場合は、準備書段階で対象事業実施区域等の環境の保全が適切に図られることが分かるよう、可能な限り当該関連事業の複数の候補エリアを選定した上で環境影響評価を行うとともに、位置の決定に当たっての考え方等も含めて準備書に記載すること。

### (1) 適切な環境要素の把握

対象事業実施区域等は、気象データなどをはじめとする文献等の基礎的データは他地域より絶対的に少ない等、多くは文献調査に頼ることはできない地域であるため、適切な予測・評価を行うに当たり、現地調査や各専門家からの情報収集を通じて地域特性の把握に努めるとともに、現地調査の地点数や調査時期等を検討の上、適切な調査を行うこと。

### (2) 適切な影響要因の設定

環境影響評価の対象となる事業は、「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築」とされていることを踏まえ、

方法書(P189等)で明記した影響要因以外にも、残土処理場など設置の予定があり環境影響が大きいと考えられるものについては影響要因に加えること。

#### 4 【事後調査につながる調査の実施】

各環境要素における調査に当たっては、その調査数値が予測・評価の基礎となるとともに、環境影響評価の結果によっては事業実施段階で行う環境保全措置が適切に機能しているかどうかの確認等のための事後調査が必要となる。このため、調査の数値と事後調査の数値が適切に比較や検証等ができるように、調査の位置や回数の設定等を考慮すること。

#### 5 【適切で分かりやすい予測・評価とその根拠資料の準備書への記載】

各環境要素における予測・評価を行うに当たって、保全対策を行わなかった場合と複数の実効可能な保全対策を行った場合を比較検討した結果を準備書に記載するなど、分かりやすい評価に努めること。その際、事業計画段階で検討した配慮事項と、予測・評価の結果必要となった保全対策を区別すること。

また、土壤汚染や水質汚濁などの予測・評価に当たり、環境影響評価のための調査以外のボーリング調査等の結果を根拠とする場合は、その根拠資料を可能な限り準備書に記載すること。

なお、準備書の記載は、環境影響評価の専門的な内容が一般に理解できるよう作成すること。

#### 6 【具体化の検討経緯の準備書への記載】

当該対象事業を進める過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を把握するよう留意し、把握した情報は、準備書作成の目的に沿って、準備書に記載すること。

なお、本意見書の各項目において求めている検討事項等について、その検討結果及び検討経緯等を準備書に記載すること。また、検討の結果、実施する必要がなかった場合についても同様に記載すること。

## II 個別事項

### 1 【大気質】

#### (影響要因)

コンクリートプラントに粉じん発生施設である土石のふるい機を併設するならば、影響要因に加えること。

#### (影響の対象)

希少動植物及び生態系にも大きな影響を及ぼすおそれがあることを踏まえて、環境影響評価を行うこと。

#### (評価項目)

登山者等の人に対する影響のおそれがあるため、環境基準が設定されている微

小粒子状物質などの他の物質についても、環境影響評価を行うこと。

#### (調査・予測の手法)

南アルプスの複雑な山岳地形等も踏まえ、予測の基礎資料となる気象調査は、年間を通じた連続測定など綿密な情報収集に努めるとともに、対象事業実施区域等を適切に把握できるよう調査の地点や時期を設定すること。

また、予測手法は、ブルーム式・パフ式（方法書 P197）だけでなく、空気のよどみや局地的な流れの日変化が生じやすい山間部であることを考慮した拡散予測手法の採用を検討すること。

### 2 【騒音・微気圧波】

希少動物及び生態系にも大きな影響を及ぼすおそれがあることを踏まえて、環境影響評価を行うこと。

### 3 【水質】

希少動植物及び生態系にも大きな影響を及ぼすおそれがあることを踏まえて、環境影響評価を行うこと。

なお、濁りの原因物質が沈殿して下流の河床に多量に堆積した場合、河床の藻類など水生動植物の生息生育への大きな影響を及ぼすおそれがあることを踏まえること。

### 4 【地下水】

県内のトンネルは地下約数百メートルと相当深い位置に設けられ、断層等からの地下水の漏出により地上で影響の及ぶおそれの範囲も広範囲となる可能性があるため、トンネルより下流域だけでなく、上流域側の地下水にも影響を及ぼす可能性を踏まえた環境影響評価を行うこと。

### 5 【水資源】

大井川水利流量調整協議会において一般的な水利用に加えて河川流量そのものの維持を図ることとしていることを踏まえ、トンネルの工事及び存在が水資源の減少等につながらないよう路線位置の選定等を行うとともに、現地調査を行った上で環境影響評価を行うこと。

### 6 【地盤】

他都県の方法書では地盤沈下を評価項目として選定しているが、本県でも地盤沈下のおそれがあるため、環境影響評価を行うこと。

### 7 【土壤】

トンネル掘削を行う南アルプス直下の地層は、一億年を超える太古からの海洋底堆積物でありその間一度も大気にさらされることがなかったため、大気又は雨水による酸化、粘土化の速度は表層の岩石に比べ格段に速いことや、長期的には化学的な風化が進行することも予想される。

このため、文献調査(方法書 P209)に加え地質試料の採取なども行った上で環

境影響評価を行うこと。

## 8 【磁界】

中央新幹線は、本県では全て地下を走行予定であるものの、地上における登山者等の人や野生動植物等に対する影響のおそれがあるため、供用時の環境影響評価を行うこと。

## 9 【動物・植物】

### (影響要因)

- ① 残土処理場の設置による土地の改変、建設機械の稼働に伴う大気質の悪化及び騒音、工事中の水の濁り並びにトンネル掘削により発生した残土が酸化・風化することにより生ずる可能性のある金属汚染水や酸性水等は、希少動植物に大きな影響を与えるおそれがあるため、残土処理場の設置を影響要因に加えること。
- ② 林道東俣線等の既設道路の改良・舗装工事については、法面等に生息生育している希少動植物の消失や環境悪化のおそれがあるため、影響要因に加えること。
- ③ 林道東俣線等の既設道路による土砂運搬の際に生じる粉じん等については、絶滅が懸念される高山蝶及びその食草等の環境悪化のおそれがあるため、影響要因に加えること。
- ④ 発破工事による爆発騒音及び供用時の列車走行に伴う換気口からの微気圧波の発生は、猛禽類の繁殖等に対する大きな影響のおそれがあるため、発破工事については影響要因に加えるとともに、供用時の列車走行に伴う微気圧波を評価項目として選定すること。
- ⑤ 工事中の夜間照明については、その位置や頻度等を検討の上、希少動植物に対する影響要因に加えること。
- ⑥ 建設機械の稼働の際に生じる粉じん等については、希少植物の環境悪化のおそれがあるため、影響要因に加えること。
- ⑦ ヤマトイワナ等の希少水生生物の生息生育に対する影響要因は、工事施工ヤードの設置に伴う土地の改変やトンネルの工事等から生じる濁水に加え、以下の事項についても重大な影響を及ぼすおそれがあるので、影響要因に加えること。
  - ・工事関係者の飲食・宿泊施設から生じる生活雑排水
  - ・コンクリート使用工事又はコンクリートプラントから生じるアルカリ性排水
  - ・トンネル内から生じた湧水を沢へ放流しようとする場合は、湧水に含まれる有害成分の有無や表流水との温度差
  - ・林道東俣線等の既設道路の改良・舗装工事により生じる濁水やアスファルト成分等
  - ・工事用道路で使用する凍結防止剤から生じる成分
  - ・水底の礫表面への濁りの原因物質の付着

なお、過去の南アルプスにおける工事において、工事関係者による人為的な

ニッコウイワナの移動又はヤマトイワナの捕獲など不適切な対応があったため、本事業の実施に当たり、希少種保全に十分配慮すること。

#### (影響の対象)

- ① 陸・淡水産貝類については、県レッドデータブック（動物編）の対象分類群であること及び南アルプスに希少種の生息情報もあることから、環境影響評価を行うこと。
- ② 真正クモ類及びキノコ類について、現在、県ではレッドデータブックへの追加を検討しているため、地域特性の把握に努め、必要に応じて環境影響評価を行うこと。
- ③ 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物」で掲載されている蘚苔類及び地衣類について、地域特性の把握に努め、必要に応じて環境影響評価を行うこと。
- ④ 県レッドデータブック（動物編）の準絶滅危惧種であり渓流を生息地とするカワネズミ等について、地域特性の把握に努め、必要に応じて環境影響評価を行うこと。

#### (調査範囲)

方法書(P194表7-2-1)では動物、植物、生態系の「調査範囲は、土地改変区域から概ね600mの範囲を想定」としているが、範囲を一律とすべきではなく、調査対象とする生物群ごとに、その特性に応じて影響の及ぼす可能性のある範囲をもれなく把握するよう、できるだけ広範囲にかつ個別に調査範囲を設定すること。

特に、水の濁りや汚れによる水生生物に対する影響が相当程度下流域まで長期間に及ぶおそれのあることを踏まえて、適切な調査範囲を設定すること。

#### (調査時期)

- ① 動物の調査においては、繁殖に関する調査が重要であるが、方法書(P211)では鳥類の繁殖期の調査のみが設定されているため、他の動物も繁殖期の調査を行うこと。特に、対象事業実施区域等の河川や沢などの水域で繁殖するサンショウウオ類、イワナ類については、十分な現地調査によって繁殖の場所や時期及び食性を確認し、濁水の発生などによる工事等の影響を回避するよう配慮すること。
- ② 哺乳類、鳥類に関する調査において、調査時期に冬季が含まれていないが、コウモリ類を除くと、これらの種は冬季も活動するので、冬季における調査も実施すること。

#### (調査・予測等の手法)

- ① 文献情報の少ない当該地域においては、任意観察とともに採集による調査の採用を検討すること。また、生息状況や生息環境特性まで明らかにするために、調査手法が確立している項目については、定量調査を実施すること。なお、ヤマトイワナとニッコウイワナなど判別が難しいとされる亜種等の同定に当たっては、専門家による十分な助言を得るとともに、調査手法の一つとして遺伝子解析を行う場合は、遺伝子のどの領域に着目して行ったか等についても準備書に記載すること。
- ② 南アルプスは、有数のコウモリ類の生息地であり、水辺上も利用するので、捕獲を含めた調査を行うこと。

- ③ 希少猛禽類等は行動圏が広く、山梨県側又は長野県側（以下「隣接他県」という。）から本県の対象事業実施区域等に飛翔する可能性が高いため、隣接他県における本事業の調査も参考にすること。また、定点観察法による調査地点は、稜線部についても地点数を増やすなど、より広範囲に調査を行うとともに、営巣地の把握にも努めること。
- ④ 希少猛禽類の予測には、騒音に対してのシミュレーションなど最新の手法も必要に応じて採用すること。
- ⑤ 斜坑出入口周辺などの改変された土地の緑化は、当該地域の植生に適合したものとすること。

## 10【生態系】

南アルプス地域の特有な生態系を可能な限り保全するため、高山帯を含めた生態系の構造、機能を把握し、希少種だけに着目するのではなく普通種も含めた環境影響評価を行うこと。

また、水域についての生態系の把握も重要なため、魚類、底生動物、沿川の陸生動物の生息状況を可能な限り定量的に把握し環境影響評価を行うこと。

## 11【景観】

### （工事中の景観）

対象事業実施区域等は、多くの登山者等から南アルプスの景観が親しまれていること及び工事期間が10年以上の長期にわたることを踏まえ、供用時に加え工事期間中の景観も評価項目として選定し、環境影響評価を行うこと。

なお、濁りのない河川水は南アルプスの景観における主要な構成要素と考えられるため、工事期間中の景観に対する影響も考慮すること。

### （視対象・視点場の区分）

登山ルートやその拠点となる施設は重要な視点場となるため、視対象・視点場を区分した上で、視対象についてはそれが眺望できる視点場を、視点場についてはそれらの視対象を明らかにした上で、景観についての環境影響評価を行うこと。

## 12【人と自然との触れ合いの活動の場】

対象事業実施区域等の地域特性として、山小屋に加え、二軒小屋ロッヂに至るアクセスルートとして活用されている林道東俣線などの登山ルート及び展望台が2箇所ある伝付峠も「人と自然との触れ合いの活動の場」であるため、環境影響評価を行うこと。

## 13【建設発生土（残土処理場）】

本事業の場合、斜坑出入口を大井川源流部に設ける以上、新たな大規模残土処理場の設置が不可避と想定され、設置に伴う大きな環境影響が生じるため、残土処理場の設置位置を早期に選定した上で、大気質、水質、土壤及び希少動植物等に対する環境影響評価を行うこと。

なお、残土処理場は恒久的施設となるため、設置位置を選定する際には、県と協議・調整を行うこと。

#### **14【温室効果ガス】**

供用時の温室効果ガスの一層の削減を目指す観点等から、供用時の列車走行について環境影響評価を行うこと。